

独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金の徴収に関する規則をここに公布する。

令和5年1月16日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市規則第2号

独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金の徴収に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項（法附則第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、香芝市立学校、幼稚園、保育所及び認定こども園（以下「学校等」という。）の児童、生徒、園児及び乳幼児の保護者（以下「保護者」という。）から徴収する災害共済給付契約に係る共済掛金（以下「共済掛金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(共済掛金の額)

第2条 保護者から徴収する共済掛金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校の児童及び中学校の生徒 1人につき年額550円
- (2) 小学校の児童及び中学校の生徒のうち、保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）である児童及び生徒 1人につき年額24円
- (3) 幼稚園の園児 1人につき年額200円
- (4) 保育所の乳幼児 1人につき年額240円
- (5) 保育所の乳幼児のうち、保護者が要保護者である乳幼児 1人につき年額27円
- (6) 認定こども園の乳幼児 1人につき年額200円

(共済掛金の免除)

第3条 前条の規定にかかわらず、各年度の5月1日（同日以後に新たに法第16条第1項の同意をした者にあつては、当該同意をした日）において保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、経済的理由により共済掛金の納付が困難と認められるときは、共済掛金を徴収しない。

- (1) 要保護者の場合
- (2) 香芝市就学援助実施要綱（平成24年4月1日施行）の規定により就学に必要な経費の援助の認定を受けている場合

(共済掛金の納付等)

第4条 保護者は、市長が指定する日までに、学校等を通じて共済掛金を納付しなければならない。

2 既納の共済掛金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。